# 企業結合における「のれん」の会計

 早川
 優

 田中
 弘

#### 目 次

はしがき

- 1. のれんの本質
- 2. 各国におけるのれんの会計処理とその変遷
- 3. 企業結合に係る会計基準におけるのれんの会計処理
- 4. 負ののれんの会計処理
- 5. 自己創設のれん
- 6. 今後の課題

あとがき

# はしがき

会計の長い歴史の中で、理論の面でも実務の面でも、これまで数多くの難問があった。そうした難問のうち、いったんは解決したかにみえて最近になって再浮上した問題が、本稿で取り上げる「のれん」である。

のれんは、古くから最近までは、他企業の超過収益力を購入した代価として説明されてきた。 ある種の無形の価値を購入した代価であるから、無形固定資産の取得と同様に考えて、この取得 価額を資産として貸借対照表に計上してきたし、無形固定資産と同様に、取得の代価を一定の方 法で規則的に償却してきた。

のれんを資産に計上し、その後、一定の期間で償却するとなると、その一定の期間、償却費が 計上され、利益が少なく報告されることになる。大型の企業買収にみられるように、のれん代が 巨額になれば償却費も巨額になり、企業買収後の利益を、実際の成績よりも極めて小さく報告せ ざるを得なくなる。

わが国では、従来、商法に従って「のれん」を5年以内に償却してきた。わが国で大型の企業買収が進まなかった理由のひとつは、この商法の5年償却にあったと考えられる。魅力的な他企業を買収するには多額ののれん代を支払わなければならず、その負担とともに、買収後、5年間という短期間に巨額の償却費を計上しなければならないのである。市場支配などの経営戦略として他企業を買収すれば、巨額の資金負担とともに赤字企業に転落するリスクをも負わねばならないのである。

#### 2 商経論叢 第44巻第1・2合併号 (2009.2)

最近では、連結財務諸表原則が「連結調整勘定」(実質は「のれん」と考えられている)を 20 年以 内で償却するように定めたことを受けて、のれんを 20 年で償却することができるようになった が、それでもわが国では、大型の企業買収は少なく、国際競争力をつけるための産業再編も進ん でいない。

同じように他企業の超過収益力を取得しながら、のれんを資産として計上しない会計処理の方法もある。企業結合の会計において「のれん」が計上されるのは、「パーチェス法」、あるいは「買収法」(最近では「取得法」という)と呼ばれる会計処理を採用した場合である。もうひとつの会計処理方法である「持分プーリング法」(最近では「持分の結合」という)を採用すれば、のれんは計上されない。

持分プーリング法は、「簿価引継法」とも呼ばれるように、結合するすべての企業の資産、負債、純資産をそれぞれ適正な帳簿価額で引き継ぐ方法である(企業結合会計基準、三、3)。純資産については、すべての結合企業の資本金、資本剰余金、利益剰余金といった内訳を、原則としてそのまま引き継ぐ。その結果、結合する企業の利益剰余金は温存され、さらに「のれん」が計上されないことから、パーチェス法であれば計上される「のれん償却費」が計上されない。

この持分プーリング法は、結合相手企業の留保利益だけではなく、当期の利益 (期首から企業結合の時期までの期間利益) もそのまま利益・利益剰余金として報告できることから、アメリカでは、経営成績の振るわない企業や四半期の利益をかさ上げして株価を吊り上げたいと考える企業によって悪用された。

自社の業績が悪くても、業績のいい会社、内部留保の高い会社に M&A をかけて取得すれば、何の経営努力をせずとも高い利益を報告できるのである。取得した企業が含みのある資産を保有していれば、それを売却することによって、さらに利益をかさ上げすることができる。

アメリカでは、持分プーリング法が悪用されたことを受けて、企業結合の会計処理を、「パーチェス法」に一本化した。パーチェス法を適用すれば、上述したような「のれん」の資産計上と 償却の問題がでてくる。アメリカでは、その問題を回避するために、計上したのれんを償却せず におき、のれんに「減損」が発生したと認識されるときに損失を計上することにしたのである。

アメリカの企業は、持分プーリング法の適用を禁止され、パーチェス法の適用を余儀なくされたのであるが、その結果、結合相手企業の利益を自分の利益として報告することができなくなったが、企業結合により巨額の資産を計上し、さらに償却費を計上しないで済むという、願ってもない「成果」を手にすることになった。

しかし、のれんを評価する手法は確立されていないし、仮にそうした手法があるとしても、企業を買収する対価を決めるときに使われるわけではない。買収した企業からすれば、買収後に巨額ののれん評価損を計上したりすれば、高い買い物をしたことになり、経営者の評価にもマイナスとなろう。

のれんの評価方法が確立されていない以上、計上した評価損が適切に計算されたものか過小な

のか過大なのかも判断できない。のれんの評価方法が確立していないときに,のれんを非償却と しておいて,定期的に時価評価して評価損が発生したときにだけ損失を計上するということにな れば,これから,のれんを使った利益操作が横行する危険がある。

例えば、当期にのれんを時価評価して巨額の損失を計上し、翌年に V 字回復を演出することもできるし、いったん計上した評価損を、翌年に訂正して戻しいれる(修正益)こともできる。

パーチェス法を適用して、のれんを償却しないとなれば、買収によって取得したのれん(買入のれん)の本当の価値がわからず、投資者をミスリードしかねないし、しかも、利益操作の道具となりかねないのである(田中 弘[2004]88-89頁参照)。

果たして、アメリカの選択、つまり、持分プーリング法の禁止とパーチェス法の適用、買収したのれんの非償却という選択は、正しかったのであろうか。持分プーリング法の悪用をとめさせるために、悪用されたかどうかさえわからないパーチェス法に一本化したことは、かえって利益操作の余地を拡大したのではないであろうか。

持分プールリンブ法の禁止とパーチェス法への一本化は、「アメリカの会計基準」から「国際会計基準」へと広がりを見せ、2007年8月の「東京合意」を経て、わが国でも採用されることになった。

わが国には、アメリカのような持分プーリング法を悪用したと考えられる企業結合はほとんどない。それよりも、わが国では、伝統的に、対等合併という考えの下に、持分プーリング法が使われてきた。パーチェス法の場合は、買収する企業と買収される企業に分けて、買収される企業の資産・負債を時価評価することになる。大型の合併では、どちらの企業も合併する企業になりたいであろうし、合併される企業となることは嫌われるであろう。

わが国の企業結合においても、その会計処理はパーチェス法に一本化されることになる。パーチェス法しか使えないとなると、大手同士の合併は、会計処理が邪魔して、進行しない恐れが高まるであろう。日本企業の国際競争力を高めるために産業を再編し、企業結合を進めようとしても、そうした目的での企業結合は、結合企業のどちらかが主(主人、つまり、上の者)となり、どちらかが従(従者、つまり、下の者)としなければならないことから、面子を重んじる企業同士の合併は困難になるであろう。

本稿は、上記のような問題意識をもって、会計上の「のれん」を論じるものである。ここでは、のれんに関する伝統的な解釈から、その解釈における問題点、最近の解釈、その解釈における問題点、さらには、のれんを資産計上することの当否、資産計上したのれんの償却問題、資産計上したのれんに対する減損会計の適用、のれんの時価評価の可能性、のれんの非償却と利益操作、持分プーリング法とパーチェス法による会計処理の相違や利益操作といった諸問題を多面的に検討する。

# 1. のれんの本質

## (1) 超過収益力説への疑問

平成 18 (2006) 年 4 月 1 日企業結合に係る会計基準が設定された。当初,国際的な調和の観点からパーチェス法への一本化の方向で議論がなされていたが,企業会計審議会において,3年間という期間に幾度も審議を行った結果,独立企業間の企業結合の会計処理をパーチェス法に一元化せず,持分プーリング法を存続させることに決定された。

基準ではその根拠を次のように述べている。「本基準では、企業結合には、『取得』と『持分の結合』という異なる経済実態を有するものが存在する以上、それぞれの実態に対応する適切な会計処理方法を適用する必要があるとの考え方に立っている」(企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書、三・1)。

この文言にあるように、基準では、従来「買収 (パーチェス) 法」「持分プーリング法」と呼んできたものを、「取得」「持分の結合」という表現に変えている。ただし、本稿では、まだこれらの表現が一般化していないことから、「パーチェス法」「プーリング法」などと表現することにしている。

「持分の結合」となる企業結合は、適用要件が厳格に規定されている。このため、ほとんどの 企業結合は「取得」と判定され、パーチェス法の会計処理を適用されることとなる。

ここで持分プーリング法とは、「すべての結合当事企業の資産、負債および資本を、それぞれの適切な帳簿価額で引き継ぐ方法」であり、パーチェス法とは、「被結合企業から受け入れる資産及び負債の取得原価を、対価として交付する現金および株式等の時価(公正価値)とする方法」である(同意見書、前文二)。前者は人格承継説(または合一説)に立脚した会計処理、後者は現物出資説に立脚した会計処理を採っているといわれる。なお旧商法および企業会計原則は現物出資説を採り、法人税法は人格承継説を採っているといわれる。

持分プーリング法では、簿価をそのまま継承するのでのれんの問題は生じないが、パーチェス 法の場合には、交付する現金や株式等の評価や、取得原価と受け入れる資産および負債の純額と の差額である「のれん」の問題が発生する。

のれんの本質についてはさまざまな見解が述べられているが、そのほとんどが、のれんは超過収益力を表すものである、との見解であった。しかし今回導入された「企業結合に係る会計基準」三の(3)取得原価の配分方法によれば、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を上回る場合には、その超過額はのれんとして資産に計上し、下回る場合には、その不足額は負ののれんとして負債に計上する、と規定されている。はたして、「負債」に計上される金額(負ののれん)の発生するような取引に、「予測される正常利益を超える超過利益」が生じるものなのであろうか。

# (2) 会計学におけるのれんの本質観

『会計学辞典』によれば、のれんとは、「営業権、goodwill ともいう。企業が競争企業の平均的 利益以上の利益を獲得しているときに、会計ではそのような超過利益獲得の能力にしてなおかつ それが法的独占権等に具現されていないものをのれんと規定している。のれんの資産性ないし貸 借対照表能力については以前から多くの議論があったが、現在では一般的にはそれを否定し、買 入のれんについてのみそれを認めているのが通説である | (神戸会計学研究室編、同文舘出 版, 2003,51 頁, 徳増倎洪稿)。

イギリス会計基準書第22号「のれんの会計」第1部解説「のれんの本質と意義」(田中 弘・ 原 光世訳, 1990, 305 頁) では, のれんの性格を次のように説明している。

- 「1.組織全体としてみた企業の価値は企業のもつ処分可能純資産の価値とは異なるのが普通で ある。前者が後者より大きいこともあれば小さいこともあるが、両者の差額をのれんと称 している。
  - 2. したがって、当然のことながら組織全体としてみた企業から離れてのれんを認識すること はできない。のれんは、財務諸表に記載されるほかのすべての項目とこの点で区別され る。このほか、のれんには次のような特徴がある。
    - (a) のれんを入手するために発生したと考えられる原価があったとしても,のれんの価値と その原価との間には、信頼しうるようなまたは断定できるような関連性はない。
    - (b) のれんを生み出すと考えられる無形の要因を個々に評価することはできない。
    - (c) のれんの価値は、内的および外的環境の変化によって比較的短期間のうちに、大きく変 動することがある。
    - (d) のれんの価値はきわめて主観的にしか評価できない。 したがって、のれんに付される額は、評価人や評価時点が異なれば変わるものであり、 その額は当該測定時とその時点で見られた環境においてのみ妥当とされる。
  - 3. 取得の対象とならなくても企業にのれんが生じることがある。なぜなら、継続企業として の企業には、保有する処分可能純資産の公正価値の総額を超える価値が認められる場合 (積極のれん)と、それ以下の価値しか認められない場合(消極のれん)とがあるからであ る。しかしながら、のれんは買収によって立証された場合を除き、財務諸表に計上する実 務は認められていない。」

ここで、イギリスの会計基準が明らかにしているのは、主として、

- (1) のれんの価値とその取得原価には明確な関連性がないこと
- (2) のれんの価値は短期間のうちに大きく変動するが、その価値は主観的にしか測定できな いこと
- の 2 点である。

#### 6 商 経 論 叢 第 44 巻第 1·2 合併号 (2009.2)

最近におけるアメリカ会計や国際会計基準の動向をみると、この2つの点を否定あるいは無視 してのれんの会計処理を行おうとしている面がある。したがって、本稿で最も重要な検討テーマ としたのも、この2つの点である。

日本ののれんの研究の草分けといわれる高瀬荘太郎博士の著書『グッドウヰルの研究』を参考にしてのれんの会計的本質を検討することにしよう。なお、高瀬荘太郎博士は、のれんを「暖簾」または「グッドウヰル」と表記されているが、ここでは「のれん」と統一して表記することとする。

ところで、「のれん」は「営業権」とも呼ばれる。永年勤めた奉公人を独立させる際に、店の名前(名声)や信用を分け与えるといった「のれん分け」が、その名前(のれんに書かれている)を使って営業することを認める(権利を与える)ということから、「営業権」と呼ばれたのであろう。では、なぜ、「暖簾」、つまり、「暖かい」簾(すだれ)と書くのであろうか。

「簾 (すだれ)」は、細い葦や細かく割った竹を糸で編んで店先に垂らし、日よけ、目隠しに使ったものだという。「簾」が「たけかんむり」なのは、その名残である。「簾」は夏のもので、冬は寒いので、寒気が店に入らないように、厚く合わせた布などを店先に垂らした。これが「暖簾」である。今でいう、エアー・カーテンであったという。この話は、何人かの中国人から教えていただいた。

のれんの会計に話を戻す。高瀬荘太郎博士は、会計の誕生地であるイギリスの会計における 「のれん」の処理を次のように紹介している。

「イギリスにおいてのれんは、既に 1743 年の判例により資産として取り扱われ 1810 年の判決により明確に定義されている。また、1883 年の英国破産法においても破産営業ののれんは売却可能な財産とされている。さらに、1908 年の会社法においては、会社創立目論見書中にのれんの購入に使用された現金・株式・社債等を明記すべきものと規定されている」(高瀬荘太郎、1933、2頁)。

また、高瀬博士によれば、のれんの本質は、「初期において主として営業地域に付随する購買者の便宜および愛顧の意に解されたが、まもなく営業の名称・名声・営業関係・その他営業にとっての継続的繁栄の条件と考える全てのものを含むとするように解釈されるようになったのである」(高瀬荘太郎、1933、22頁)。

そして高瀬博士は、のれんの本質に関する主たる諸見解を整理・分析・分類し、次のように大別している(高瀬荘太郎, 1933, 22 頁)。

- ① 営業に対する得意先の好意・信認もしくは慣習等のような購買者における特殊の感情・意思 または行動をもってのれんの本質となす学説 (好意・信認説)
- ② 得意先の集合もしくは得意先との継続的営業関係をもってのれんの本質なす学説 (継続的営業関係説)
- ③ 営業の有する超過収益力をもってのれんの本質となす学説(超過収益力説)

高瀬博士は上記の3つの学説に関して、好意・信認説、継続的営業関係説については否定的見解を述べ、超過収益力説が有力であるとして、概要を、次のように主張されている。なお、高瀬博士の表現を私なりに、現代風にアレンジした部分がある。

今日の競争営業においては、古くからの得意先が継続維持される見込みがある場合においてのれんが生成されるというより、得意先の新旧を問わず、多数の購買者の購買欲を刺激し、その趣味および嗜好に適合し時代の要求に合致する経営方法を実行して、積極的にその愛顧を創造し得るような営業においてのれんが生成されると解するのが一層適切である(高瀬荘太郎、1933、35頁による)。

営業利益を増進する手段は、販売領域はもちろん、製造・仕入れまたは管理の領域においても発見されることが明瞭となった。このためのれんを定義するに当たって、単に販売領域に属する得意先関係のみを以ってすることは不合理であることが明らかになった。その結果、のれんはその原因もしくは条件の如何に拘わらず、全ての営業の保有する超過収益獲得能力たる性質を有するという見解が有力に主張されることとなったのである。(中略)のれん価格が形成される過程は、営業の希少性価格が成立する過程に外ならないから、のれん本質の解明はこのような営業における希少性という事実の分析、すなわち超過収益機能に対する分析的考察を試みることによってのみ達成されるべきである。

ひとつの営業において同種または異種の営業と比べて特に優れた営利機能を永続的且つ確実に保有することは、完全なる平等的自由競争および資本の自由移動の存在しないことによるものである。また反面からいえば、このような事実の発生する現代経済市場は決して完全な平等自由の実現しない市場であると考えられる。のれん価格の構成が、ひとつの営業における特有な超過収益機能の成立および評価によるものであるとすれば、のれんは平等的自由の欠如した市場において反平等的および反自由を構成する諸条件によって成立していることは明白であり、現代の営利市場におけるこのような反平等および反自由の構成条件を精密に分析することにより、初めてのれんの本質を理解すべきである(高瀬荘太郎、1933、6、48-49頁による)。

高瀬荘太郎博士は、このようにのれんの本質を「反平等および反自由」が存在する不完全な市場における「営業の希少性」、言葉を換えていえば、「営業の保有する独占的諸条件」によって生成される独占的営利の機会であるとするのである。ここで「独占的な条件」とは何かを明らかにする必要があるが、高瀬荘太郎博はまず、独占的条件が発生する源泉として、次の4つを挙げている(高瀬荘太郎、1933、89頁)。

- ① 人的独占または技術的独占
- ② 法律的独占または強制的独占
- ③ 自然的独占または地域的独占

#### 8 商 経 論 叢 第 44 巻第 1·2 合併号 (2009.2)

# ④ 資本家的独占または経済的独占

ここで、「人的独占または技術的独占」というのは、私なりに解釈すれば創業者や現在の経営者の能力やその会社の技術力の高さであろう。松下幸之助や井深大が創業した松下電器、ソニー、技術力の高さでいうとキヤノンや富士フイルムなどは、こうした「独占力」を持っていると考えられる。「法律的独占または強制的独占」には、かつての国鉄や電電公社、現在のNTT、NHKなどが該当すると考えられる。「自然的独占または地域的独占」とは、その企業が特別な努力をせずとも、その地域に1つの企業しか存在しないとか、競争企業があらわれないような場合における独占といえよう。例えば、地方の各地における農協や過疎地において営業する雑貨店などがそうであろう。最後の「資本家的独占または経済的独占」は、たとえば、多額の資本を必要とするために、その事業に参入する企業が限られるようなケースが考えられる。原子力発電所や水力発電ダムなどを建設する企業や、宇宙ロケットを開発するような企業が該当すると考えられる。

高瀬博士は、「独占」といっているが、数社による市場支配、つまり「寡占」による超過収益 獲得の機会も、同じ範疇に含めてよいであろう。

「独占的営利の機会」といっても、実際には単一の条件に依存することはほとんどなく、多くの場合は複数の条件が重なって互いに作用し合いながら生成されるであろう。高瀬博士は、そうした例のひとつとして、特許権や著作権を挙げ、次のように述べている。「特許権・著作権等は、法律により一定期間の独占使用を認可されることによりその独占が確実に維持される点においては法律的独占だが、その生成原因は発明者・著述者の人的才能により生成されたものであるから、これらは人的才能による独占が法律を以って保証しているものである」(高瀬荘太郎、1933、92頁)。

上記4つの「独占的営利の機会」は経済市場において営業が独占的地位を保有するから生まれる。こうした独占的地位を活用することにより他のどの企業よりも高い収益を享受することができるようになり、これが、「超過収益力」と呼ばれるのである。

## (3) 判例によるのれんの解釈

のれんに関しては、いくつかの判例がある。次に代表的なものとして、昭和 46 (1971) 年の福島地方裁判所の判例を紹介する。

福島地方裁判所。判決(昭和46 [1971] 年4月26日) はのれんについて、次のように判示している。「営業権は、法律上の権利ではなく、営業に固有の事実関係であって、財産的価値のあるものをいい、営業上の秘訣、得意先、創業の年代、名声、仕入先、経営の組織、地理的関係などから構成され、営業の一部を構成するものとして必ず営業とともに譲渡または移転される。

営業を構成する資産としては、固定資産、流動資産等があるが、営業の譲渡または合併の場合

に、これらの個別的な資産の価額の合計額以上にその対価が定められたときは、その超過額が営業権の価額であり、それは企業が設立された創業当初試練を経て過失がなく、若干年経過すれば外部的には社会的認識を得、内部的にも経営組織が完備し、新規に開業するものに比べて数段優越した場合となることにより発生する。

ところで、営業権は税法上の固有の概念ではないので、法人税法上、その意義および性格については特に規定せず、商法や会計学上の営業権の概念をそのまま用いており、そして、その償却額を損金に算入することができ、その償却額を計算する場合、耐用年数を10年とし、残存価額を零として定額法により算出することになっていることからみても、税法上も営業権の資産性が認められている。

ただ、税法上の営業権は客観的価値を問題にするのであるから、商法や会計学の立場と異なり、有償取得または合併の場合常に資産性が認められるわけではなく、その取得の態様に応じて営業権の取得と認められる場合はじめて資産性が認められるのである」(行政事件裁判判例集22巻11・12号1733頁。税務訴訟資料62号598頁)。

福島地方裁判所の裁判は、次のようなものであった。

裁判は、福島市飯坂にあった老舗旅館「角屋」が、業績不振により営業譲渡をした取引に対する判決である。原告角屋旅館は、営業を譲渡した時点において、創業以来約80年以上の歴史を有する老舗であり、立地条件に恵まれ、長い間にかち得た信用も大であって、あらゆる点で温泉旅館として最高の条件を備えていたことが認められており、営業の譲渡の時点において営業権が発生していたものと認められた。

株式会社聚楽 (旧有限会社聚楽) が「角屋」の資産一切を包括的に取得し、同一場所で同一事業 を開始し、直ちに収益をあげている事実があったことが認められたからである。

角屋旅館を買入した株式会社聚楽では、営業権を資産計上し償却を行っていたが、角屋旅館では益金に算入せず、無申告としたために課税更正されたものである。

高瀬博士は、わが国の江戸時代よりの老舗である鰹節商にんべん高津商店が昭和4(1929)年に膨大な損失を計上したときの、経営方法の失敗例を挙げて、「現在ある営業の不成績な原因が主に従来の営業管理の欠陥または金融政策の失敗等に存することが極めて明確で、この欠陥および失敗の除去をして、経営方法の刷新を図ることにより、容易に莫大な収益を挙げる見込みが十分な場合においては、現在欠損を重ねつつある営業にものれんは存在する」(高瀬荘太郎、1933、42頁)と説明している。

まさに、上述した判例は、この高瀬荘太郎博士が説明された「にんべん高津商店」の例と同様の形態であり、超過収益力の発生する「独占的条件」のうちの、自然的独占または地域的独占に該当するものである。

10 商経論叢 第44巻第1・2合併号(2009.2)

以上は、自己創設のれんの本質に関する会計上の考え方と判例における考え方を紹介検討した ものである。次に、節を改めて買入のれんの本質について検討する。

#### (4) 買入のれん

のれん(ここでは他企業を取得したときに発生する[買入のれん]を問題にしている)については、本章第2節「会計におけるのれんの本質観」と第3節「判例によるのれんの解釈」で述べたように、買収先企業の「超過収益力」であり、それを取得したときの原価が貸借対照表に計上される「のれん」(連結財務諸表の場合は連結調整勘定)であるという学説が一般的である。

つまり、のれんは、ある種の価値を取得したときに支払った対価として、貸借対照表に計上される項目である。しかしながら会計上、のれんが資産性を有するかどうか、つまり、のれんが、他の資産項目と共通する性格を有しているかどうかについては、必ずしも会計学者の意見は一致していない。

藤田晶子教授は、のれんの資産性に関する諸学者の学説を、次の2つに分類している(藤田晶子、2000,28頁)。

1. のれんの資産性を肯定する見解

のれんが、狭義には顧客のロイヤリティー、広義には超過収益力を表すものであり、

- ① 将来にわたって企業にキャッシュ・フローまたは経済的便益をもたらすこと。
- ② 当該キャッシュ・フローに対する支配が被取得企業の支配を獲得することにより確実であること。
- ③ 非取得企業の持分の取得という過去の事実に起因していること。
- 2. のれんの資産性を否定する見解
  - ① のれんが将来にわたって企業に直接もたらすキャッシュ・フローを跡付けることが困難なこと、いいかえれば資産としてののれんの実態が不明確であること。
  - ② 換金価値も有さないこと。

さらに、国際会計基準などがのれんを資産計上し償却(現在では非償却・減損処理することに変更されている。筆者追加)の立場を採っているのは、資産として積極的に認識しているというより、むしろ連結のれんまたは投資消去差額として処理されているとして、その理由として次の4点を挙げている。

- ① のれんにはそれ自体、企業全体の価値と識別不能である。
- ② のれんに係る市場が存在しないために公正価値の測定が困難であること。
- ③ のれんには企業の超過収益力だけでなく、本来は識別可能資産として認識されるべき 額、または受入資産に対する正当な価額を超えて支払われた額が含まれていること。
- ④ 実態を有さないこと。

以上は、藤田教授が紹介する諸学者の学説である。藤田晶子教授は、こうした分類をした上で、「のれんの資産性を否定する見解」が立脚している、上記②③④については、次のように反論している。

「のれんに係る市場にはまさに M&A 市場が相当し、のれんの公正価値は M&A 市場においてある程度、入手可能である。また、のれんはさまざまな無形項目と有形項目とが効果的に融合した結果生じる価値であり、仮にのれんのなかに本来は識別可能な資産として認識されるべき額が含まれていたとしても、のれんの価値と異質のものでなく、のれんの資産としての意義は損なわれない。

また、取得企業が被取得企業の受入純資産に対し支払った価額こそが理論上は正当な被取得企業の公正価値であり、のれんの資産性と取得価額が高すぎるか、安すぎたかは無関係であるように思われる。のれんが実態を有するか有しないかは、継続企業を前提とした会計時代にあっては、取り上げるべき問題ではない」(藤田晶子、2000、29頁)。

のれん (ここではのれんの取得に要した代金, つまり「のれん代」を指している) は, これまでしばしば, 次のように説明されてきた。1つは, のれんの本質を説明しようとするもので, もう1つは, のれんを計算しようとするものである (田中 弘, 2004, 308頁)。

- 1. 初めは、顧客のロイヤリティーを表すものとして、後になって、のれんを持つ企業は、他の企業よりも大きな収益力を持つという意味で、超過収益力、あるいは、超過収益力の資本化価値(現在割引価値)を意味する、と。
- 2. のれんは、買収した諸資産に割り当てた金額を超えて支払った差額である。

最初の定義に従えば、のれんは、買入のれんでも自己創設のれんでも、本質的な相違はないことになる。しかし、この定義は以下の理由により、現在では有力ではない(田中 弘, 2004, 309 頁参照)。

- 1. のれんが超過収益力だとすれば、のれんを資産に計上するには、その超過収益力を測定しなければならず、測定の結果が、純資産価額と支払額との差額と一致するという保証はない。
- 2. のれんを超過収益力だとして資産計上することになれば、内部創設のれんの資産計上も認めなければならない。これは、長年の会計慣行に合わない。
- 3. 企業が、他の企業の超過収益力を認めて、これに多額の金を払うとなると、超過収益力が 消えてなくなる。資本利益率8パーセントの企業が、同12パーセントの企業を買収する と、この企業を8パーセントの資本利益率で資本化して買収できれば、確かに、4パーセントの超過収益力を入手できる。しかし、12パーセントで買収するなら超過収益力の4 パーセントに金を払うことになり、これを将来、「超過」収益力として享受することはできない。
- 4. のれんを資産計上すれば、資本が大きくなって、並みの収益力になるだけである。さらに

#### 12 商経論叢 第44巻第1・2合併号 (2009.2)

その償却費を各期に費用として配分すれば、償却期間が短ければ短いほど、各期の利益率 を大きく圧迫する。これでは、何のために買収するのか、説明できない。

企業買収は、ときに、骨董品を買うのと似て、公正な市場価値というものがない。したがって、支払い差額が妥当な金額なのか、払い過ぎているのか、その逆か、もわからないのである。結局のところ、のれんとは「買収した諸資産に割り当てた金額を超えて支払った差額」とするのが今日の支配的な説明であるが、しかし、この説明はのれんを定義したものでもなく、その測定方法でもない。ましてや、純資産価値を超えて支払った差額となると、超過収益力とも限らず、説明の仕様がないのである。

最近の企業買収でも、「説明のつかない」のれん代を支払って、他企業を買収したケースがある。例えば、『日本経済新聞』(平成19 [2007] 年11月20日)によれば、日本たばこ産業(JT)と日清食品は、不正取引の発覚で低迷するであろう、冷凍食品大手の加ト吉を共同で買収するという。時価総額約700億円だが、過去3ヶ月の平均株価は900億円近い。このため上乗せ(プレミアム)を勘案すると、株式取得総額は1千億円規模になるとみられる。JT はタバコ市場が縮小する中で食品事業を収益の柱に、日清食品はうどん事業の規模拡大を目指す。この結果生じるであろう「のれん」は「超過収益力」とは考えられず、「説明のつかない金額」となるであろう。

以上にように、「のれん」に対しては諸見解・解釈があるが、「のれん」が英語の「グッドウキル」を翻訳したものであることと、古来商家の店舗の出入口に掛けられた暖簾に記された屋号・商号が集客、営業の繁栄のために重要な機能を有していたこととを考え合わせると、企業の長年の経営努力により培われた信用・信頼・名声・特殊技能・使用人との絆等により獲得された超過収益をさらに投資して得られたものが「のれん」の本質であろうと推測される。

以上, 1. では,「のれんの本質」について検討してきたが,のれんとは,本質観としては高瀬博士の述べられるとおり,独占的営利の機会の取得により得られる「超過収益力」であろう。そして,買入のれんはこの「超過収益力」を取得するために被取得企業に投下された投資額の一部である。

# 2. 各国におけるのれんの会計処理とその変遷

# (1) わが国におけるのれんの会計処理とその変遷

従来わが国においては、連結財務諸表原則等の連結会計基準以外には企業結合の会計基準がなく、旧商法の規定により会計処理が行われていた。旧商法第285条ノ7においては、「暖簾ハ有償ニテ譲受ケ又ハ合併ニヨリ取得シタル場合ニ限リ貸借対照表ノ資産ノ部ニ計上スルコトヲ得。 コノ場合ニオイテハソノ取得価額ヲ付シ、ソノ取得後5年以内ニ毎期決算ニオイテ均等額以上ノ 償却ヲナスコトヲ要ス」として、他の資産とは区別して特別の規定を設けていた。

これは商法が債権者保護の立場に立ち、法律上の権利ではない暖簾を資産として計上した場合には早期償却すべきことを規定したものである。

この商法の規定が、被合併法人から引き継いだ資産を時価以下の価額で任意に計上できると解されたため、実務においては、法人税を回避するために、被合併法人の資産および負債を合併前の帳簿価額で引き継ぐ会計方法(プーリング法)が採られていた。

特に、企業買収によって、100%子会社とする場合には、「連結財務諸表原則が適用されて子会社の資産は時価評価となるが、吸収合併の場合には、被合併法人から引き継いだ資産を時価以下で計上できるため、同じ企業買収でも同一の会計処理が行われているわけではなかった」(中央青山監査法人研究センター、2004、3頁)。このためのれんの生じない、いわゆる「プーリング法」による会計処理が普及した。またパーチェス法を採用してのれんが発生しても即時償却による課税回避が行われてきたのである。

平成9 (1997) 年改訂前の旧連結財務諸表原則 (以下「旧原則」という) では,支配獲得時に子会社資産・負債の時価評価を行った後の子会社資本と投資の相殺消去から生じる差額を「連結調整勘定」として表示すべきであるとして,当該差額について容易に原因分析ができる場合に限って,これを適当な科目で処理すべきものとしていた。旧原則のこの考え方には,消去差額についての発生原因分析の困難性が強く影響していた。また科目表示も,たんなる算術的差額の調整勘定を意味するだけであって,消去差額についてのなんらの具体的内容を伝えるものではなかった。さらに,この連結調整勘定の金額は一定年数内に毎期均等額以上を償却しなければならないことになっていたが,その償却年数につては,具体的な定めはなかった。

平成9 (1997) 年改訂「連結財務諸表原則」では、この消去差額を「連結調整勘定」と規定し、借方の連結調整勘定は、将来の超過収益に負担させる「のれん」とみて無形固定資産の部に、貸方の連結調整勘定は将来の低収益を補填する一種の繰越利益とみて固定負債に記載して、計上後20年以内に償却し、前者は販売費及び一般管理費として、後者は営業外収益として表示することとした(神戸大学会計学研究室、2003、1258-1259頁、白鳥庄之助稿による)。

その後平成 18 (2006) 年に、「企業結合に関する会計基準」が制定され、買入のれんの計上や その規則的償却などがルール化されるが、この会計基準については 3. で詳しく検討する。

#### (2) 英国におけるのれんの会計処理とその変遷

英国では、1948年会社法により、買入のれんは資産計上し、取締役が決める耐用年数で償却することとした。しかし大多数の企業は耐用年数が無限であるとして、償却をせず、一部の企業では、買入のれんを資産計上できることを理由に、自己創設のれんの資産計上を主張し、多数の企業が自己創設のれんの計上を行った(田中 弘、2004、311頁参照)。

1984 年に設定された, のれんおよび無形資産に関する会計実務基準書第 22 号 (SSAP 22) によ

#### 14 商経論叢 第44巻第1・2合併号 (2009.2)

れば、買入のれんの会計処理は2つの方法がある。1つは買収年度に準備金と相殺して償却する方法であり、もう1つは資産として認識し、有効耐用年数にわたって償却する方法である。しかし、償却費が期間利益を圧迫するために、ほとんどの企業で償却はおこなわれなかった(田中弘、2004、312 頁参照)。

1997年12月,財務報告基準第10号 (FRS 10)「のれんと無形資産」が公表された。基準の要点はつぎの5点である。①から③) は資産計上に関する原則で、④と⑤は償却に関する原則である。

- ① 企業買収から生じたのれんと無形資産は、今後は、積立金とは相殺しはならず、資産として 貸借対照表に記載すること (pars. 7 and 9)。
- ② ブランドのような無形資産を,個別に購入した場合には,原価で資産計上する (par. 9)。
- ③ 内部創設のれんは、資産計上できない。内部で形成した無形資産は、その価値を市場で容易 に確かめることができる場合に限り、資産計上することができる (pars. 8 and 14)。
- ④ のれんと無形資産の耐用年数が有限のときは、その耐用年数にわたって償却する。その年数は、20年以下、ただし、反証可能なときはこの限りではない。耐用年数が無限のときは、 償却してはならない (pars. 15–19)。
- ⑤ 必要に応じて, 簿価が回収可能価額を上回っていないかどうか, 価値損傷の有無を調べること (par. 34)。

FRS 10 号の基本的な立場は、企業取得により生じたのれんと無形資産 (ブランドを含む) を積立金と相殺させずに、資産計上させるというものである。

#### (3) アメリカ会計基準におけるのれんの会計処理とその変遷

アメリカにおける企業結合会計は、従来 APB (会計原則審議会) 第 16 号「企業結合」に規定され、持分プーリング法またはパーチェス法のどちらかを使用して会計処理されることとなっていた。しかし、この基準は当初からいくつかの問題点が指摘されていた。このため FASB (財務会計基準審議会) は、2001 年 7 月、FAS (財務会計基準) 第 141 号「企業結合」を公表し、APB 16 号を廃止した。FAS 第 141 号は APB 第 16 号を以下の点で変更するものであった(中央青山監査法人編、2006、221 頁による)。

- ① すべての企業結合において取得企業を識別し、単一の方法、パーチェス法により会計処理し、類似する企業結合が別の方法で会計処理される弊害をなくす。
- ② 識別できる無形資産が一定の要件を満たす場合,のれんとは別に資産として認識し,財務諸表利用者にとってますます重要な経済的資源となっている無形資産を明示する。
- ③ 企業結合に関する開示項目

無形資産の会計処理は、従来 APB 第 17 号「無形資産」に規定されていたが、FASB は企業結合会計とあわせて当該規定についても検討を重ね、2001 年 7 月、FAS 第 141 号とともに、FAS 第 142 号「のれんおよび他の無形資産」を公表し、APB 第 17 号を廃止した。FAS 第 142 号は、APB 17 号を主に以下の点について変更したものであった(中央青山監査法人編、2006、231 頁)。

- ① 企業結合の結果としてのシナジー効果から予測する便益は、取得に当たっての割増額に反映されている。しかし、APB 第 17 号においては、取得された事業に係るのれんを、被取得企業を独立事業体のように取扱って処理しているため、結合後の事業体のうちシナジー効果が生まれるその他の部分には反映されていなかった。FAS 第 142 号においては、のれんの会計処理について結合後の企業体の中にレポーテイング・ユニットという概念を取り入れ、シナジー効果が生まれるその他の部分についても適切に処理されるよう規定している。
- ② APB 第 17 号では、のれんおよびその他の無形資産は有限の年数を持つ減耗資産とし、40 年 以内で償却することとしていた。FAS 第 142 号では、のれんは償却せずに、少なくとも年 次に減耗をテストすることとした。
- ③ のれんの減耗をどのように決定し、また、測定するかに関する指針を提供した。
- ④ のれんに関する開示項目を追加した。

なお、斉藤静樹教授は、「コンバージェンスの未解決論点―海外の学界論調から」と題する論文の中で、アメリカの会計学者 R・ワッツが企業結合会計に論及しながら、公正価値より保守的な評価が重視される実態を強調した部分を加えて(斉藤教授のではなく)その主張を次のように紹介している。

「企業結合に関する現行の米国基準は、プーリング法の廃止に反対する勢力が議会を動かして FASB に圧力をかけ、パーチェス法の適用に伴って生じるのれんの償却をやめて減損に置き換え させた政治的な妥協の産物である。その結果、反対勢力は、次の2つの利益を同時に保障される という、当初の目的以上の成果を獲得したといわれている。

- ① パーチェス法の適用によるのれんとして資産の増加。
- ② 減損の兆候がなければ、非償却のれんは過大評価のまま資産計上される。

歴史的にみても米国の基準設定をめぐる政治的な均衡がもたらしたのは、早めに損失を認識するという保守主義の伝統であり、そこから乖離した米国基準のルールは『現在の形では長く続かない』とワッツは指摘している。」(斉藤静樹、2008、9頁)。

# (4) 第4節 国際会計基準におけるのれんの会計処理とその変遷

企業結合の国際会計基準は、1983年11月国際会計基準 (IAS) 第22号「企業結合の会計処理」として承認され、その後、他の会計基準と整合させるため数次の改訂が行われてきた。そして IAS 第22号では、企業結合を「取得」の性質をもつものと「持分の結合」の性質を持つもの

16 商 経 論 叢 第 44 巻第 1·2 合併号 (2009.2)

に分け、前者にはパーチェス法を、そして後者にはプーリング法を適用するという今日のわが国の会計基準と同じ立場をとっていた(小栗崇資他編,2003,152頁)。

パーチェス法の適用により発生するのれんの認識および測定・償却については次によった。

- ① 買収原価が交換取引日現在の識別可能資産・負債の公正価値にたいする取得企業の持分を超過する額を、のれんとして資産計上する。
- ② のれんは規則的な方法で、その有効期間である 20 年間にわたって定額法により償却し、費用として認識される。
- ③ 償却期間が20年を超えるのれんは、減損の扱いが求められる。

しかしながら、1999年にアメリカ基準が SFAS 第 142号「のれんおよびその他の無形資産」でのれんを償却せずに減損処理に一本化する会計処理を採用すると、IASB(国際会計基準審議会)はアメリカ基準と同様のアプローチを採用し、2004年 3 月、IFRS(国際財務報告基準書)第 3 号を公表した。IFRS 3 号によれば、企業結合はすべてパーチェス法で処理され、のれんは資産に計上し、償却せず、毎期減損テストを実施することとなった。

# 3. 企業結合に係る会計基準におけるのれんの会計処理

企業結合とはすでに述べたように、取得企業が被取得企業の資産を有償にて購入することであり、その取得価額は、その資産を購入するために実際に支払った対価によって決定される。取得した資産の価額と支払った対価の差額は「原価配分の原則」により、当期の費用(償却費)と期末の資産(貸借対照表)に分けられる。したがって、わが国においては、のれんは規則的な償却を行うこととし、のれんが固定資産の減損に係る会計基準の適用対象資産となることから、同時に、減損処理も行われることとなった。すなわち、のれんを含む資産グループの回収可能価額(正味売却価額と使用価値のいずれか高い方の金額)を将来キャッシュ・フローの現在価値を用いる等により直接的に算定し、認識された減損額はのれんに「優先的」に配分(のれんの減額)される。

# (1) 企業結合に係る会計基準の規定

規則的償却説は、「買入のれんは時の経過とともに減価する」ことを前提にしたものであるが、醍醐聰教授はそうした減価説がどこまで検証ないし実証に耐えうるものかを問題とし、「持続的競争優位の経営戦略論」を援用しながら、次のように述べている。

「消費者の嗜好や社会的規制に適合する『価値』(value),他の企業が容易に入手できない稀少性 (Rareness),他の企業が直接的または間接的(代替)に当該資源を小さなコストで模倣することの困難性 (limitability)が備わっている場合,当該資源は『持続的競争優位』の源泉となる。このように考えると、のれんが表す競争優位性を、時の経過とともに、あるいは新規参入や新規の

技術の出現によって減価すると見なすわが国の通念は根拠の乏しい修辞(レトリック)の域を出 ない解釈といえる。以上のような競争優位の経営戦略の知見と経営内資源を源泉とする競争力の 持続可能性に関する実証結果を勘案すると、のれんの経済価値の減価を予見することはほとんど 不可能であり、事後の事実とつき合わせてアドホックに減損処理を行うのが、経営の実態に適っ た会計処理といえる。」(醍醐聰, 2007, 515, 518, 519頁)。

醍醐教授の主張は,経営戦略論を援用した非常に説得力のある説であるが,しかし,そこには 「のれんの時価評価」が適切に行えることが前提とされている点で、大きな問題を残しているよ うに思われる。

# (2) 企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書

のれんの会計処理について、意見書は「規則的償却方法」と「非償却・減損処理方法」に分 け、のれんに関する規則的償却方法の論拠として次の4点を挙げている(意見書,2003,取得の会

- ① のれんを投資原価の一部であるとみれば、投資原価を超えて回収された超過額を企業にとっ ての利益とみる考え方とも首尾一貫する。
- ② 取得したのれんは時間の経過とともに自己創設のれんに入れ替わる可能性があるので、非償 却による自己創設のれんの実質的な資産計上を防げる。
- ③ のれんの効果の及ぶ期間およびその原価のパターンは合理的に予測可能ではないという点に 関しては、価値が減価した部分の金額を把握するのは困難であり、かつ煩雑であるので、あ る事業年度において減価が全く認識されない可能性がある方法よりも、一定の期間にわたり 規則的な償却を行う方が合理的である。
- ④ のれんの価値の減価しない部分の存在も考えられるが、その部分だけを合理的に分離するの は困難であり、分離不能な部分も含めて「規則的な償却を行う」方法に一定の合理性がある。 これに対して、非償却・減損処理方法については次の3点を論拠とするとしている(意見 書,2003,取得の会計処理)。
- ① のれんが超過収益力を表すとみると、競争の進展によって価値の減価の過程を無視すること になる。
- ② 超過収益力が維持されている場合においても、企業結合後の追加的な投資や企業の追加的努 力によって補完されているにもかかわらず、償却しないことは、上述のとおり追加投資によ る自己創設のれんを計上することと実質的に等しくなる。
- ③ 実務的な問題としては、減損処理を実施するためには、のれんの価値の評価方法を確立する 必要があるが、そのために対処すべき課題も多い。

以上のように、各方法、論拠を検討した上で、本基準では、「非償却・減損処理方法」に比し

て「規則的償却方法」に一定の合理性があること、および子会社化して連結する場合と資産および負債を直接受入れ当該会社を消滅させた場合の経済的な同一性に着目し、正の値であるのれんと投資消去差額の会計処理との整合性を図る等の観点、さらに、規則的な償却を採用し、その償却期間についても、現行の「連結財務諸表原則」の考え方を踏襲し、20年以内のその効果の及ぶ期間にわたって償却することとした。なお、のれんは「固定資産の減損に係る会計基準」の適用対象資産となることから、規則的な償却を行う場合においても、のれんに減損が生じる場合には当該基準による減損処理が行われることになる。「規則的な償却を行う」方法と、「規則的な償却を行わず、のれんの価値が損なわれた時に減損処理を行う」方法との選択適用については、利益操作の手段として用いられる可能性もあることから認めないこととした(意見書、2003、のれんの会計処理)。

# (3) のれんの減損処理の可否について

意見書では、のれんを規則的に償却する論拠として、追加投資(のれんの超過収益を再投資すること)によって新しく自己創設のれんが形成され、買入のれんに置き換わっていることを挙げている(意見書、三の3[4]他)。

この根拠について、醍醐教授は次のように批判している。

「企業結合時に認識したのれんを規則的に償却しないのは,現在の会計基準ないし慣行では否認されている自己創設のれんを計上することと同義になる。」(醍醐聰, 2007, 510 頁)。

IASB は、のれんについては、IAS 第 22 号が定めるような償却は禁止し、その代わりに減損テストを義務付けた。その理由は、のれんを償却するためには償却年数を決定する必要があるが、のれんの償却年数、つまり有効年数の決定には恣意性が介入することが避けられず、恣意的に決められた年数で計算された償却費は有用性に乏しいというものである。それよりは、厳格な減損テストによって算出される減損損失のほうが有用な情報であろうという考え方である(中央青山監査法人研究センター編、2004、190 頁)。

FAS 第 142 号でものれんは償却せず、減損テストの対象とした。その耐用年数を信頼できる満足な水準で予測することは不可能であり、また、のれんが減少していく傾向を知ることもできない、という問題もある。また、すべてののれんの価値が減少するわけでなく、価値の減少するのれんも定額で減少することは稀にしかない。このため、1999 年に公表された公開草案で提案された定額による償却は、経済的事実を反映せず、有用な情報を提供しない、という意見が主張された(中央青山監査法人研究センター、2004、163 頁)。

もしそうしたことを根拠に償却しないというのであれば、有形固定資産も無形固定資産も非償却・減損処理としなければ、資産間における会計処理に一貫性を保つことができなくなるであろう。

この減損処理については、次の2つの問題がある。

- ① のれんは、公正価値を判定する市場がないので、将来キャッシュ・フローの現在価値の算定 が不明確であり、恣意性の介入が起こりやすい。
- ② 減損額をのれんに「優先的」に配分するよりも、当初より、資産グループにのれんの金額を 配分したほうが、償却についてもより合理的な償却年数が得られるのではないか。
  - ②については、次のようなことが考えられる。

企業結合により取得する資産・負債を公正価値により評価する場合、流動資産および負債につ いては帳簿価額で引き継ぎ、固定資産を時価評価するのがほとんどであろうと思われる。一方、 被取得企業の所有する収益性の高い固定資産 (工場建物・設備・土地等) を取得する場合に, その 必要性から時価を超えて購入したときには、企業結合により発生する「のれん」相当額がこれら の固定資産に配分され、減価償却をつうじて費用計上される。

他方「のれん」を償却せずに減損処理を行うことにすれば減損の兆候がない場合には損失が計 上されず、のれん相当額を固定資産に配分した場合の間で、その利益に差が生じてくる。した がって,前述したとおり,わが国の現行財務会計による「取得原価主義会計」の枠内で規則的償 却を行う方法が適していると考えられる。

# 4. 負ののれんの会計処理

#### (1) 負ののれんの解釈

のれんについては 1. で述べたように、超過収益力であるという解釈が通説であるが、「負のの れん」については、これまでほとんど解説されていなかった。なぜならば、わが国において、 「負ののれん」という認識はなく,合併会計においては合併差益として処理されてきたのであ る。「負ののれん」とは、今回の「企業結合に係る会計基準」により初めて表現されたものであ る。本稿が「のれん」を取り上げたのも、(筆者の一人、早川が)この会計基準に表現された「負 ののれん」という表現に疑問をもったのがきっかけであった。

IFRS (国際財務報告基準) においては、「負ののれん」という用語は使用されておらず、次のよ うに規定されている。

「認識した識別可能資産・負債および偶発債務の正味の公正価値に対する買収企業の持分相当 額」が「企業結合の買収原価」を上回る場合。

FAS (米国財務会計基準) 第141号においても、「取得した事業の公正価値が支払った対価の公正 価値を上回る場合」と表現している。

山内 暁教授は、「負の暖簾の非認識」として、IFRS も FASB もこの差額を「負の暖簾」とは 認識せず「利得」として即時に認識することとされているとし、その理由として、当該差額が情 報の非対称性や強制的な売買により被取得企業を安く買えた (bargain purchase) ことにより生じ たものであるからという点があげられている,としている(山内 暁,2007,725-726頁)。

#### 20 商経論叢 第44巻第1・2合併号 (2009.2)

わが国の会計基準では、取得原価が、取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を 下回る場合には、その不足額は負ののれんとして負債に計上すると規定されている。

この「負ののれん」に関する会計処理については、次節において述べるが、その発生原因の主なものは以下のごとくである(新日本監査法人訳、2006、115頁)。

- ① 見直しを行ったにもかかわらず発生した、企業結合の原価または被買収企業の識別可能資産・負債および偶発債務の公正価値の測定上の誤謬。被買収企業に関し将来発生しうる費用で、被買収企業の識別可能資産・負債および偶発債務の公正価値に正確に反映されていなかったものが、そのような誤謬の潜在的な原因である。
- ② 企業結合の原価を配分するうえで、取得した識別可能資産を、公正価値ではないが公正価値であるかのように取り扱われる金額で測定する会計基準上の規定。たとえば、被買収企業の資産・負債の公正価値の測定に関する指針では、税金資産および税金負債を割引前の金額で測定することにしている。
- ③ 割安購入。これは、たとえば事業の売手が経済的理由以外の理由でその事業を手放したいと 考えていて、公正価値より低い価格でも対価として受け入れる意思がある場合などに発生す る。こうした状況は、特に経営危機にある企業もしくは資産の投売りの場合によく見られ る。

梅原秀継教授は国際的動向として、負ののれんが生じるような企業結合では、「買収原価あるいは被取得企業の識別可能資産・負債のいずれかの公正価値を認識または測定する過程で残った会計上の誤謬(error)」と「情報不足や交渉過程で生じた割安購入(bargain purchase)」といった特別の原因が考えられる。いずれにせよ将来の経済的便益の犠牲をもたらすような債務ないし義務(obligation)とは解されていないとしている(梅原秀継、2008、84頁)。

#### (2) 負ののれんの会計処理

負ののれんは、20年以内の、取得の実態に基づいた適切な期間で規則的に償却する。ただし、負ののれんの金額に重要性が乏しい場合には、当該のれんが生じた事業年度の利益として処理することができる(会計基準三、2、5)。

しかし、現行の企業会計制度では、対価を支払って資産を取得した場合には、取得を原因として発生する収益があっても、これを認識していない。したがって、負ののれんの金額に重要性が乏しい場合でも、当該利益が生じた事業年度の利益として処理すべきでなく、一旦負ののれんとして計上し、20年以内の償却を行うべきであると考えられる。

国際的に議論された会計処理には次の3つの方法がある(梅原秀継,2008,84頁)。

- ① 負ののれんを、取得した識別可能資産と相殺する方法(資産価値修正法)
- ② 負ののれんを合理的に配分するために貸借対照表の計上項目とする方法(繰延利益法)

③ 負ののれんが生じた時点で直ちに期間収益として認識する方法(即時利益法)

わが国では繰延利益法を採用しているが、アメリカ会計基準では、FAS 第 141 号により、負ののれんは繰り延べず各資産から控除後、異常利益として計上する即時利益法を採用している。また、国際会計基準では、IFRS 第 3 号により、負ののれんは取得した資産・負債の評価の見直し後、残額は一括して利益に計上する即時利益法を採用している。

以上のように、FAS も IFRS 3 も現在では日本基準と同様に負ののれんを利益と見なす点においては同じであるが、期間配分を行うかどうかで対立している (梅原秀継, 2008, 86 頁)。

企業結合に係る会計基準の設定に関する意見書によれば、「負ののれんの会計処理方法としては、想定される負ののれんの発生原因を特定し、その発生原因に対応した会計処理を行う方法や、正の値であるのれんの会計処理方法との対称性を重視し、規則的な償却を行う方法が考えられるが、『取得原価の配分方法』の『識別可能資産及び負債の時価の算定方法』にいう土地等の場合を除き、想定された発生原因に合理性を見出すことが困難な場合が多い。したがって、本基準においては、取得後短期間で発生することが予測される費用又は損失について、その発生の可能性が取得の対価に反映されている場合には、発生原因が明らかなことから、取得原価の配分の過程で負債として認識されるものと考え、残額については、承継した資産の取得原画総額を調整する要素とみなして、正の値であるのれんと対称的に、規則的な償却を行うこととした」としている(意見書、三・3 [5])。

#### 5. 自己創設のれん

現在の制度会計では、自己創設のれんを資産計上しないのが、各国の慣習である。その「最大の理由は『自己創設のれん』の測定の信頼性にあるといえる。すなわち、『のれん』自体が『見えざるもの』であるだけに、貨幣額でもって測定できるのか、また貨幣額以外の何らかの方法で測定できるとしてもそれに合理性を見だすことができるのかというものである」(廣瀬義州, 2006, 273 頁)。

英国においては、1984年会社法により買入のれんを、資産計上するように規定したときに、 買入のれんが資産計上できることを理由に、自己創設のれんの計上を主張して、多数の企業が自 己創設のれんの資産計上を行った(田中 弘、2004、311-312頁)。このときの計上額はどのような 数値を適用したのであろうか。

黒澤清教授は、企業評価の問題点として、企業の全体価値は、形式上は、その総資産額と総負債額との差―正味価値―によって明らかになる筈である(黒澤清,1966,187頁)。とした上で、評価方法として次の方法を提示されている。

- 1. 個別資産評価の集計による方法
  - ①個別資産の再取得 (再建設) 価値の集計による方法

- 22 商 経 論 叢 第 44 巻第 1·2 合併号 (2009.2)
  - ②個別資産の処分価値による方法
- 2. 総資産の一括的評価による方法
  - ①その企業の株式から推定する方法
  - ②その企業の収益力実績あるいは予想利益水準から還元計算して求める方法

黒澤教授は、一般的には 2.②がもっとも信頼のおける方法とみなされているようであるとした上で、その理由を「なぜなら、この方法は評価の基礎を収益力に求めた。ゴーイング・コンサーンとしての活動をもっとも総合的に示すものは、その利益にまさるものはないからである」(黒澤 清、1966、189頁)と述べている。なおここで黒澤教授が論じているのは、「企業の全体価値」をどのように決定するかという問題であって、より積極的に自己創設のれんの資産計上を主張するものではない。

高瀬荘太郎博士は、自己創設のれんを貸借対照表に計上する必要があるのは、通常は、営業の譲渡、合同、組織変更の場合であるが、実際においては次の理由による計上も少なくないとしている。

① 資本勘定収益率の引き下げ

営業の名目資本金が小さい場合、莫大な利益計上は、多くの競争者を増加させ、また株式相場が額面を遥かに超過し、市場の動揺をおこすこともあるので、のれんの計上により資本金の増加をはかる。

- ② 金融上の便宜 のれんを資本化することにより、優先株の発行が円滑に行える。
- ③ 課税ならびに相続上の必要

相続税、所得税等の課税上の公正を期すために評価計上する。

しかし、確実な価格を有しない場合は、計上すべきではなく、その必要を生じるときまで、これを評価計上しないことも、営業の安全、投資家および債権者の保護等のためであると戒めている(高瀬荘太郎、1933、494頁)。

高瀬荘太郎博士が示した①,②,③のケースは、いずれも、当時の会計慣行であったにせよ、 今日のように、取得原価主義を基調とする企業会計の基準が形成され、また、近代商法・会社法 や税法が制定されているところでは、自己創設のれんが計上される余地はない。

# 6. 今後の課題

平成19 (2007) 年8月8日に、ASBJ (企業会計基準委員会) と IASB (国際会計基準審議会) との間で「東京合意」が締結された。平成23 (2011) 年6月末までに日本の会計基準と国際財務報告基準 (IFRS) を共通化させるためである。

2002年10月にIASBとFASB(財務会計基準審議会)とは、相互の会計基準の共通化を目指す「ノーウォーク合意」を公表していた。

「米国では、それまで米国会計基準以外の基準によって作成した財務諸表に対しては米国基準に合うように数値調整を要求していたが、2007年7月、外国企業が完全な国際会計基準 (IFRS) を使用して財務諸表を作成する場合にのみ、数値調整を要しないとの方針を示した」(三井秀範, 2008, 2頁)。

わが国の会計基準と IFRS とでは、企業結合とのれんの会計基準に関しては次の諸点で、なお、大きな乖離が存在している(醍醐聰, 2007, 508-509 頁)。

- ① IFRS が企業結合に適用する会計方法を取得法(旧称,買収法)に一元化したのに対して,日本基準が特定の企業結合については持分プーリング法の採用を容認していること。
- ② 企業結合にあたって認識するのれんの範囲を IFRS が非支配持分に見合う金額を含むすべて ののれんとする全部のれん法を採用する方向で検討を進めているのに対し、日本基準が支配 会社持分相当に限定する買入のれん法を採用していること。
- ③ 企業結合にあたって認識されたのれんの事後処理に関し、IFRS が非償却・減損検査法を採用したのに対し、日本基準が規則的償却と減損検査法を併用していること。
- ④ いわゆる「負ののれん」について、IFRS が条件付で即時利益算入法を採用しているのに対し、日本基準が規則的償却法を採用していること。

このような状況下,平成19(2007)年11月6日,ASBJは,日本の会計基準を国際的な会計 基準に共通化する作業日程を,次のように前倒しすることを決めた。

- ① 「持分プーリング法 | 廃止については 2008 年中に基準を変更する。
- ② 「のれん代」の会計処理変更についても、2009年後半に公開草案を作成し、2010年中に基準をまとめる。

要するに、結合会計のパーチェス法への一元化と、のれんの減損テストの一本化等をふくめて、わが国の会計基準をIFRSに統合するというのである。

企業のグローバル化による資金調達の増大、国際企業のわが国への投資等を考えた場合、会計 基準の統一は避けられない状況となってきている。ただし、この場合に問題となるのは、現在わ が国の会計基準により処理されているのれんについて、今後どのような会計処理を行うかであ る。

報道(『日本経済新聞』・平成19 [2007] 年12月12日)によると、日本の製薬企業である「エーザイ」が米製薬 MGIファーマを4300億円で買収する予定であるという。MGIファーマの2006年12月期の最終損益が45億円程度の赤字であった。そのため4300億円では「高すぎる」との声も漏れているという。ただ世界の製薬業界では新薬不足が共通の課題であり、大手各社は魅力的な新薬候補を抱える企業の買収に躍起である。単純計算すると年間175億円から200億円がのれんの償却費として販管費に計上される。しかし、2011年までにわが国の会計基準が国際会計基準と共通化されると、のれんは減損処理しない限り取得原価で計上される。つまり、この膨大

(エーザイの 2006 年の当期純利益は約 700 億円であるから 3 割に相当する) な償却費の計上は行わなくてすむようになる。

会計基準変更後の貸借対照表に計上されている「のれん」および「繰越利益剰余金」の数字は、エーザイにとってどのような意味を持つものなのであろうかを考えた場合、次の2点のいずれかの処理を行う必要があると考えられる。

- ① のれんの償却分を戻しいれる方法
- ② 償却を継続する方法

上記いずれかの会計処理を行わななければ、会計基準変更後の未償却残高はあたかも、新会計 基準により減損テストが行われたかのような結果となってしまい、会計上説明のつかない数値が 計上されることとなってしまうからである。

エーザイが、いずれの処理を採用するかは明らかではないが、減損が発生しているという明確な根拠がない限り、①の「のれんの償却分を戻しいれる方法」を採用するであろう。多額の償却費を計上し、利益を減らすことになるような②の方法を採用することはないであろう。

果たして、それでよいのであろうか。ことは、エーザイだけの問題ではない。「持分プーリング法」による処理が会計基準違反であったわけでもない。会計基準が変わるたびに過年度損益を計上して、それまでの会計処理を修正することを認めるとすれば、期間損益計算の意義や年度決算の意義を失いかねない。かといって、②の「償却を継続する方法」を強制するとすれば、2010年ののれん代の会計処理基準が設定されるまで、日本企業は他企業の買収や他企業との合併は行わない選択をするであろう。そうなると、会計基準が産業再編や国際競争力をつけるための企業買収を妨げるおそれがでてくるのである。

最後になるが、醍醐 聰教授の指摘されている問題点の②ついてである。これは、連結財務諸 表を作成する場合の企業集団をどう見るかの問題であり、経済的単一体概念(少数株主も含む、すべての持分を資本と考える)か親会社概念(親会社の持分だけを、資本と考える)かの問題である。

桜井久勝教授は、「経済単一体説への傾斜が進行すると、のれんの認識範囲が全部のれん説となる。IFRS 3 号「企業結合」の修正案も、全部のれん説の方向で会計基準の改定を提案している (49 項, 59 項)。……現行の日本基準では、少数株主持分の評価にのれんを反映させることは認めていない。親会社持分に係るのれんは実際の株式購入取引での支払対価を基に算定された客観的な評価額であるが、少数株主に係るのれんは市場取引額を基としていないから、『その本質は自己創設のれん』に等しい」(桜井久勝, 2008, 71 頁)。と述べている。

5. (自己創設のれん)で述べたように、現行の会計処理では、自己創設のれんの資産計上は禁止されている。IFRSで経済単一体説への「企業結合」の修正案が進行し、採用されることになれば、わが国の会計基準との差異が鮮明となり、今後ますます国際動向との調整が問題となってくるであろう。

# あとがき

従来,わが国においては、企業結合に関する会計基準はなく、わずかに連結財務諸原則により 規定されていたにすぎなかった。また、「のれん」についても、旧商法と連結財務諸表 (調整勘定 として) に規定されていただけであった。

いままでは「プーリング法」と「パーチェス法」のいずれかを、企業にとっての都合で選択適用してきたが、平成18 (2006) 年4月1日に「企業結合に係る会計基準」が導入され、今後は企業結合のほとんどに「パーチェス法」による会計処理が適用されるようになった。その結果、「のれん」の取り扱いが、大幅に厳格化されることとなったのである。

本稿は、この「企業結合に係る会計基準」に規定された、「負ののれん」の規定に疑問をもったことから検討を始めることとなったのである。

のれんの本質については、さまざまな見解が述べられているが、そのほとんどが、のれんは超 過収益力を表すものである、との見解であった。しかし今回導入された「企業結合に係る会計基 準」によれば、取得原価が取得した資産および引き受けた負債に配分された純額を下回る場合に は、その不足額は、負ののれんとして負債に計上することとされている。はたして「負債」に計 上される金額の発生するような取引に、予測される正常利益を超える超過収益が生じるものなの であろうかという疑問であった。

昨今の企業買収の報道をみると、企業買収の目的が単に「のれん」の取得だけであるとは言いがたい取引が多数見られる。製薬企業の「エーザイ」が米製薬 MGI ファーマを 4300 億円で買収する予定であるという。MGI ファーマは 2006 年 12 月期の最終損益が 45 億円程度の赤字であるという。なぜこのような企業買収がおこなわれるのか。報道では、エーザイは MGI ファーマが開発をすすめている新薬に関する情報を獲得するのが狙いであるという。したがって、この企業買収においては、超過収益力としての「のれん」に関する取引がおこなわれたとは言いがたい。

そこで、「のれん」の本質を考察するとともに、新たに導入された会計基準である「企業結合に係る会計基準」をその設定に至った過程から、導入した規定の作成基準等をあらためて考察し、その過程において、過去・現在の各国の「のれん」に対する規定についても検討した。その結果、「のれん」に対する会計基準に関し、次のような2つの結論に達した。

その1つは、のれんの期末評価に関する結論である。のれんの期末評価に関しては、規則的に 償却する方法と減損テストを行う方法とが挙げられていたが、結論としては、のれんは一定の年 数の間に規則的に償却することが、最も適していると考える。

なぜならば、現代の企業を取り巻く環境は、従前の状態とは異なり、業種の多様化・技術進行 の速さ・地球環境の変化等に加え、新興地域の経済発展とを考え合わせてみると、企業が保有す る「のれん」すなわち「超過収益力」が無限に維持できるとは到底考えられない。 26 商 経 論 叢 第 44 巻第 1·2 合併号 (2009.2)

例えば、現在の中国では戦後の日本と同様に、諸外国の技術・製品・手法等の模倣がその速度を加速している。やがて、各国がのれんと考えていた各種技術・製法・才能等による「超過収益力」が単なる「収益力」となってしまうことになるからである。したがって、減損テストにより企業が評価するとすると、資産に計上されている「のれん」は、「架空資産」となってしまうことになりかねないのである。

もう1つの問題が「負ののれん」の取り扱いに対する結論である。上でも若干ふれたことではあるが、現在の企業会計制度では、対価を支払って資産を取得した場合には、取得を原因として発生する収益があってもこれを認識するということはない。「負ののれん」の生じる企業結合は、一般的には割安購入 (bargain purchase) と考えられている。

通常の資産取得の場合には、支払った対価を資産の取得価額とするわけであるから、「負ののれん」に相当する金額は、被取得企業の固定資産として計上された公正価値から、控除すべきであり、今回導入された会計基準においても、IFRS・FASにおいても若干の認識差異はあるが、利益に計上するということは問題があると思われる。

#### 参考文献

伊藤邦雄(2008)「無形資産会計の課題と展望」『企業会計』2008年1月

伊藤邦雄編著(2004)『時価会計と減損』中央経済社

内山 暁 (2007) 「暖簾会計と取得原価主義」 『会計』 2007 年 5 月

梅原秀継(2008)「企業結合会計と国際収斂と日本基準の課題」『企業会計』2008年1月

小栗崇資・熊谷重勝・陣内良昭・村井秀樹編 (2003) 『国際会計基準を考える』 大月書店

黒澤 清編著 (1966)『体系近代会計学第1巻 会計学の基礎概念』中央経済社

神戸大学会計学研究室編(2003)『第五版会計学辞典』同文舘

斉藤静樹 (2008) 「コンバージェンスの未解決論点」『企業会計』2008年1月

斉藤静樹・黒川行治・大日方隆・小宮山賢 (2002)「座談会・企業結合会計処理基準に関する論点整理について」『企業会計』 2000 年 11 月

榊原英夫 (2007) 「のれんの本質と会計処理」 『会計』 2007 年 3 月

桜井久勝 (2008)「連結会計基準の国際化をめぐる論点」『企業会計』 2008 年 1 月

新日本監査法人訳 (2006)『国際財務報告基準の会計実務 第3巻企業結合』雄松堂出版

醍醐 聰 (2007)「持続性競争優位の経営戦略とのれんの償却・減損論争の展望」『会計』2007 年 4 月

高瀬荘太郎(1933)『グッドウヰルの研究』森山書店

田中 弘・原 光世訳 (1990)『イギリス会計基準書』中央経済社

田中 弘編著 (1998)『取得原価主義会計論』中央経済社

田中 弘(2004)『会計学の座標軸』税務経理協会

田中 弘(2005)『不思議の国の会計学』税務経理協会

中央青山監査法人編 (2005) 『アメリカの会計原則』 東洋経済新報社

中央青山監査法人研究センター編 (2004)『企業結合会計基準ガイドブック』中央経済社

デロイト・トウシュ・トーマツ (長谷川茂男編) (2005)『国際財務報告の実務』

トニー・トリントン(古雅智敏監訳)(2006)『ブランド資産の会計』東洋経済新報社

日本経済新聞 2007 年 11 月 20 日「日本たばこ産業と日清食品の共同買収」

日本経済新聞 2007 年 12 月 12 日「エーザイの MGI ファーマ買収」

広瀬義州 (2006)『財務会計第6版』中央経済社

藤田晶子 (2000)「のれんとブランド会計」『税経通信』 2000 年 1 月

藤田晶子 (2001)「のれんとブランド」『会計』 2001 年 8 月

三井秀範(2008)「企業会計・デイスクロージャーをめぐる動向」『企業会計』2008年1月